

住民税の申告をお忘れなく

ことしも市民税・県民税の申告時期がまいりました。この申告は市民税・県民税の課税資料並びに所得証明、納税証明など諸証明事項の基礎となる大切なものです。忘れずに正しい申告をしてください。

申告書の提出期限は三月十六日までですが、市税務課ではつぎの日程により各地区ごとに「申告相談会場」を設けて、申告書の記載などについてご相談や申告を受け付けます。

相談に来ていただく日時、場所等はハガキで通知を差しあげますが、申告書は例年のとおり各相談会場でお渡しいたします。

◎申告をしていただくかた

(1) 昭和五十六年一月一日現在、都留市内に住民登録のあるかたまたは実際に市内に居住しているかたで、つぎに該当するかたは昭和五十五年中の所得を申告してください。

(2) 事業所得（営業、農業、その他の事業）配当所得、不動産所得、利子所得、雑所得等のあった人。

(3) 給与所得のほかに所得がある人や給与を二カ所以上から受けている人。

(4) 給与所得のみのかたで、つぎに該当する人。

(5) 勤務先から給与支払報告書

の提出がなされていない人。

(イ) 雑損控除、医療費控除を受けられる人。

(ロ) 昭和五十五年中に退職した人。その他所得のある人で所得税の確定申告をする必要のない人。

(ハ) 都留市内に住所がなく、家屋敷、店舗、事務所、事業所等を有する人。

※ 税務署へ確定申告を提出されるかたは、事業税、市民税の申告は必要ありません。

◎申告をお持ちいただくもの

(1) 印鑑・ハガキ（相談日を通知したハガキ）

(2) 昭和五十五年中（一月一日から十二月三十一日）の所得のわかるもの。

(ア) 給与所得者は給与支払報告書（すでに市へ提出している者は除く）または事業主の証明書（大工・左官・とび職等に従事する職人で賃金を受けている人は、日給、一ヶ月に働く日数、平均月収額、年間所得額）

(イ) 営業所得者、不動産所得者

等は収支のわかる帳簿等。
農業の場合は実際に耕作した田・畑の作付面積、収穫量、養鶏・養豚は頭羽数、養蚕は繭きたて数量。
(ウ) 生命保険等の領収書または証明書。
(エ) 医療費の領収書、保険などで補てんされる金額。
(オ) 学生のかたは学生証が在学証明書。
(注) 駐車場のない会場もあります。がご了承ください。

ご自分の資産を確認しましょう

固定資産課税台帳は、固定資産税の課税の基礎となるものです。この台帳には土地、家屋、償却資産の昭和五十六年度の価格などが登録されています。市内に土地や建物などを所有しているかたは、その資産や課税価格などを確認してください。

(1) 縦覧期間
三月一日～三月三十一日まで
時間は午前八時三十分～午後五時

時 土曜日は正午まで（日曜・祭日を除く）
(2) 縦覧場所
市役所税務課
なお縦覧の結果、登録された事項についてご不審がある場合は、三月三十日までに文書で、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることが出来ます。申出の場所は固定資産評価審査委員会（事務局は税務課内）です。

申告相談日程表

地区	会場	月 日	対 象 地 区
盛里地区	与繩青年会館	2月16日(月)	日影、日向、上手
宝地区	盛里出張所	2月17日(火)	馬場、神門、久保、曾根、大平
	旧宝小平栗分校	2月18日(水)	厚原、平栗、加畑
	上大幡青年会館	2月19日(木)	金井、中津森、下大幡
	中津森公民館	2月20日(金)	月見ヶ丘、四日市場
禾生地区	四日市場公民館	2月21日(土)	古川渡、井倉、川茂
	禾生農協会館	2月22日(日)	小形山、田野倉
	禾生第二小学校	2月23日(月)	所得税市受付対象者
	市役所税務課	2月24日(火)	所得税市受付対象者
所得稅申告相談 所得稅申告相談	市役所大会議室	2月25日(水)	所得稅市受付対象者
	市役所大会議室	2月26日(木)	所得稅市受付対象者
	市役所大会議室	2月27日(金)	所得稅市受付対象者
	市役所大会議室	2月28日(土)	所得稅市受付対象者
東桂地区	十日市場公民館	3月2日(月)	所得稅市受付対象者
	境公民館	3月3日(火)	所得稅市受付対象者
	鹿留公民館	3月4日(水)	所得稅市受付対象者
	上夏狩公民館	3月5日(木)	所得稅市受付対象者
三吉地区	農村環境改善センター	3月6日(金)	所得稅市受付対象者
	玉川公民館	3月7日(土)	所得稅市受付対象者
	文大附属小学校	3月8日(日)	所得稅市受付対象者
	開地地区	開地地区全域	3月9日(月)
田原地区	田原一丁目、田原四丁目、上谷二丁目、上谷三丁目	3月10日(火)	所得稅市受付対象者
	上谷三丁目、上谷六丁目、川柳、上谷	3月11日(水)	所得稅市受付対象者
	中央一丁目、中央四丁目、つる二丁目、つる三丁目	3月12日(木)	所得稅市受付対象者
	つる三丁目、つる五丁目、下谷一丁目、下谷四丁目、羽根子、下谷	3月13日(金)	所得稅市受付対象者
市内全地区	市役所税務課	3月14日(土)	所得稅市受付対象者
	市役所税務課	3月15日(日)	所得稅市受付対象者
	市役所税務課	3月16日(月)	所得稅市受付対象者
	市役所税務課	3月17日(火)	所得稅市受付対象者